

○農地保全に係る津波対策緊急事業実施要綱（令和3年3月30日付け2農振第2707号農林水産事務次官依命通知）の一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第1～第4 （略）</p> <p>第5 事業の対象            本事業の対象は、海岸法（昭和31年法律第101号）第40条第1項第3号又は第4号に規定する海岸保全区域内（同条第2項の規定に基づく協議により農林水産大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において実施するものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。            （1）～（4）（略）            （5）以下のいずれかに該当する津波避難に資するソフト対策の取組と一体となって取り組む対策であること。            ア 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号。以下「津波防災地域づくり法」という。）に基づく津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画が策定されていること。            イ 津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域又は津波災害特別警戒区域が指定されていること又は指定されることが確実であること。</p> <p>第6～第8 （略）</p>	<p>第1～第4 （略）</p> <p>第5 事業の対象            本事業の対象は、海岸法（昭和31年法律第101号）第40条第1項第3号又は第4号に規定する海岸保全区域内（同条第2項の規定に基づく協議により農林水産大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において実施するものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。            （1）～（4）（略）            （5）以下のいずれかに該当する津波避難に資するソフト対策の取組と一体となって取り組む対策であること。            ア 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号。以下「津波防災地域づくり法」という。）に基づく津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画が策定されていること。            イ 津波防災地域づくり法に基づく津波浸水想定の設定若しくは津波災害警戒区域若しくは津波災害特別警戒区域の指定又は強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に規定する都道府県若しくは市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（国土強靱化地域計画）の策定のうちいずれか2以上に取り組んでいること。</p> <p>第6～第8 （略）</p>

#### 附 則

- この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- この通知による改正前の農地保全に係る津波対策緊急事業実施要綱に基づき実施している事業については、なお従前の例による。